

料金表の比較検討について

改定案①：答申案の料金表通り（家事用の従量料金について、全ての水量区画の逡増度を緩和する設定）

改定案②：家事用の従量料金単価の増減率を、一律3%アップに設定

区分			改定案①	差引 ①-③		改定案②	差引 ②-③		現行③
用途	段階	水量区画	単価	単価	増減率	単価	単価	増減率	単価
家事用	基本料金	7m ³ まで	753	145	24%	753	145	24%	608
	従量料金	8~10m ³	104	6	6%	101	3	3%	98
		11~20m ³	151	5	3%	151	5	3%	146
		21~30m ³	212	4	2%	214	6	3%	208
		31m ³ ~	250	3	1%	255	8	3%	247

水道料金の比較（月額）

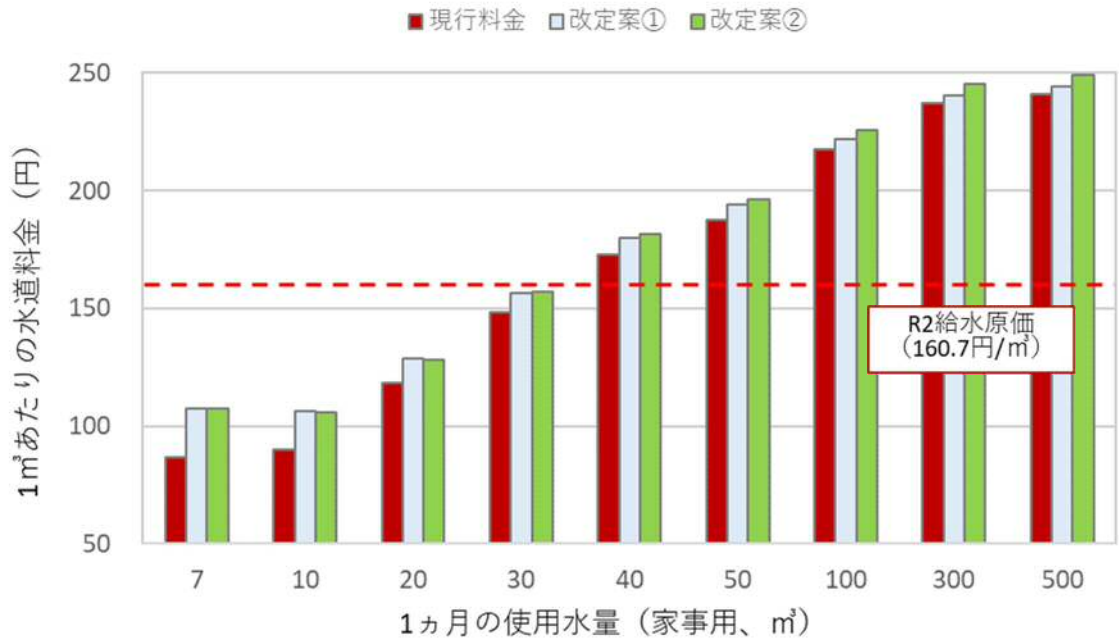
【参考】構成比 (R2_家事用)		改定案①	改定案②	差額 ②-①	現行
0~7m ³	25.0%	1,065円	1,056円	▲9円	902円
8~10m ³	14.0%	2,575円	2,566円	▲9円	2,362円
11~20m ³	39.7%	4,695円	4,706円	11円	4,442円
21~30m ³	15.1%	7,195円	7,256円	61円	6,912円
31m ³ ~	6.2%	9,695円	9,806円	111円	9,382円

逡増度	2.3	2.4	---	2.7
-----	-----	-----	-----	-----

※逡増度の中核市平均：2.1

	特徴
改定案①	<ul style="list-style-type: none"> 30m³使用者で比較すると、改定案①の方が改定案②より月額11円、安い料金となる。このことから、大口使用者の逡変の緩和につながる より逡増度緩和の方針に沿うことができる（現行2.7⇒2.3）
改定案②	<ul style="list-style-type: none"> 10~20m³使用者で比較すると、改定案②の方が改定案①より月額9円、安い料金となる

【家事用の通増度および原価割れの状況について】



【1 m³あたりの水道料金】 (円/m³)

	7	10	20	30	40	50	100	300	500
現行料金	86.9	90.2	118.1	148.1	172.8	187.6	217.3	237.1	241.1
改定案①	107.6	106.5	128.8	156.5	179.9	193.9	222.0	240.7	244.4
改定案②	107.6	105.6	128.3	156.9	181.4	196.1	225.6	245.2	249.1
差 (②-①)	0.0	▲ 0.9	▲ 0.4	0.4	1.5	2.2	3.6	4.5	4.7

【家事用1戸あたりの平均水量 (1ヵ月あたり)】

